

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年11月

青森県人事委員会



# 目 次

## 別紙 1 報 告

1	職員給与等の状況	1
2	民間給与等の状況	2
3	職員給与と民間給与との比較	4
4	職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較	5
5	物価及び生計費	6
6	国家公務員の給与等に関する人事院勧告等	6
	む す び	9

別紙 2	勸 告	15
------	-----	----

## 参考資料



# 報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったので、次のとおり報告する。

## 1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和2年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

### (1) 職員数等

職員（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。）の総数は、16,676人（昨年16,913人）で昨年に比べ237人減少し、その平均年齢は43.5歳（同43.6歳）、平均経験年数は21.5年（同21.6年）となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は41.5歳（同41.7歳）、平均経験年数は20.2年（同20.4年）となった。また、性別構成比は男性57.4%、女性42.6%となっており、学歴別構成比は大学卒82.1%、短大卒3.1%、高校卒14.8%、中学卒0.0%となっている。（構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。）

表1 適用給料表別職員数等

区分 給料表	適用職員数		性別構成比		平均年齢	平均経験年数
		昨年比	男性	女性		
全給料表	16,676人	△237人	57.4%	42.6%	43.5歳	21.5年
行政職給料表	4,367	△57	64.2	35.8	41.5	20.2
警察職給料表	2,256	△11	89.5	10.5	37.3	16.2
海事職給料表	44	1	100.0	-	47.1	27.7
教育職給料表(一)	2,953	△57	57.7	42.3	44.6	21.9
教育職給料表(二)	6,636	△114	42.6	57.4	46.6	24.0
研究職給料表	98	△2	72.4	27.6	42.2	19.2
医療職給料表(一)	10	△3	50.0	50.0	55.2	29.4
医療職給料表(二)	218	2	41.3	58.7	42.0	18.8
医療職給料表(三)	94	4	5.3	94.7	39.6	17.9

(注) 再任用職員は含まない。

## (2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は384,751円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は345,836円となっており、いずれも昨年に比べ減少している。

表2 給料表別平均給与月額

給料表 \ 区分	令和2年4月	平成31年4月
全給料表	384,751 円	385,961 円
行政職給料表	345,836	347,437
警察職給料表	337,265	336,222
海事職給料表	400,063	402,406
教育職給料表(一)	408,943	408,468
教育職給料表(二)	417,466	419,098
研究職給料表	360,727	367,720
医療職給料表(一)	888,428	874,463
医療職給料表(二)	344,707	349,570
医療職給料表(三)	319,914	323,517

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

## 2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所397(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した165事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

また、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査した。

新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、調査の重要性に対する民間事業所の御理解をいただき、特別給等に関す

る調査の完了率は92.1%、月例給に関する調査の完了率は82.9%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

## (1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で38.7%（昨年43.9%）、高校卒で35.7%（同41.2%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で44.2%（同47.9%）、高校卒で29.8%（同57.1%）であり、昨年に比べ大学卒で3.7ポイント、高校卒では27.3ポイント減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.6%（同52.1%）、高校卒で65.7%（同42.9%）となっている。

## (2) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.0%（昨年33.7%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.6%（同0.0%）となっている。

表3 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	項目			
	ベースアップ実施 %	ベースアップ中止 %	ベースダウン %	ベースアップの慣行なし %
係員	29.0	11.2	0.6	59.2
課長級	20.4	11.6	1.5	66.5

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
2 ベースアップ実施等の各項目の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は78.5%（昨年92.6%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.7%（同17.6%）、減額となっている事業所の割合は6.2%（同9.5%）となっている。

表4 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり %	定期昇給実施			定期昇給 中 %	定期昇給 制度なし %	
		増額 %	減額 %	変化なし %			
係員	79.4	78.5	29.7	6.2	42.6	0.9	20.6
課長級	71.5	68.8	25.8	5.0	38.0	2.6	28.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては表5の注書きの職員給与、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について公民較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均17円（0.00%）上回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
		①-②	$\left[ \frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] \%$
348,448 円	348,465 円	△17 円	(△0.00 %)

(注) 1 「ラスパイレス方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。

2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当等、へき手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### (2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の4.23月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分上回っていた。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目		民間事業所
平均所定内 給与月額	下半期（A1）	334,354 円
	上半期（A2）	332,082 円
特別給の 支給額	下半期（B1）	692,015 円
	上半期（B2）	716,749 円
特別給の 支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	2.07 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.16 月分
	年間（計）	4.23 月分

（注）「下半期」とは令和元年8月から令和2年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

〔備考〕 職員の場合、現行の年間支給月数は平均で4.30月分である。

#### 4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレ方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は97.4となっており、都道府県職員の平均指数は99.8となっている。

表7 国家公務員及び他都道府県職員との比較

ラスパイレ指数	本県職員	国家公務員	都道府県職員 （全国平均）	東北他県職員 （5県）
平成31年4月	97.4	100.0	99.8	99.2 ~ 100.5

（注）「ラスパイレ指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレ方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、平成31年4月1日現在の総務省公表値である。なお、この指数は、それぞれの時点における特例条例等による減額後の実支給額をもとに算出されたものである。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で0.3%下落している。

また、本委員会が同局による「家計調査」を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ144,970円、163,130円、181,290円となっている。

## 6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

本年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要は、次のとおりである。

(令和2年10月7日人事院)

### 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.50月)

##### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

(令和2年10月28日人事院)

## 職員の給与に関する報告の概要

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

## 公務員人事管理に関する報告の概要

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。  
公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

# む す び

## 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

## 2 本年の給与の改定

### (1) 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を17円（0.00%）上回っているが、その差は極めて小さい状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を164円（0.04%）上回っている状況で較差が極めて小さいこと等から俸給表の改定を見送ったこと等を踏まえれば、職員の給料表については、改定を行わないことが適当である。

### (2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.23月）を0.07月分上回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間平均支給月数を0.05月分引き下げ、4.25月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分については、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえ、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降については6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることが適当である。

### (3) 住居手当

人事院は、昨年、公務員宿舍の使用料の上昇を考慮して手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえて最高支給限度額を引き上げるることについて勧告した。

本県の住居手当については、これまで国の制度を基本として措置してきているが、

人事院の勧告の考え方を踏まえつつ、本県における改定の必要性について検討したところ、本県の職員公舎の入居料の状況や民間における住宅手当の支給状況等において、国と同様の状況は認められず、現時点では改定が必要な状況とは言えないことから、引き続き、他の都道府県の動向等を注視し、必要に応じて改めて検討を行うこととする。

### 3 人材の確保

若年人口の減少、学生の進路選択の早期化、民間企業、国、他の地方公共団体における高い採用意欲等を背景に、近年、本県職員採用試験の受験者は減少傾向にあり、人材確保を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、本委員会では、民間とは異なる県職員の仕事の多様性やその内容、社会的役割の重要性など、県職員ならではの魅力をアピールするため、各受験者層の特性を踏まえながら、「技術職1DAY職場訪問」、「青森県職員ファーストステップセミナー」、「青森県庁JOBセミナー」等の開催やSNSなどの様々な広報媒体を活用した情報発信の充実など、受験者確保活動の強化に取り組んできたところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした民間企業の取組等も参考に、オンライン説明会の開催などインターネットの活用を更に進めるほか、受験者層の動向の分析や新採用者及び任命権者からの意見聴取などにより人材確保の課題・ニーズを把握し、任命権者と連携しながら、本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

### 4 勤務環境の整備

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る取組

職員における新型コロナウイルス感染症への対応については、職場における感染拡大防止の徹底、出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充、在宅勤務等のテレワークの実施などの取組を進めたほか、職員が新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る作業に従事した場合の感染症等防疫作業手当の特例を定めたところであり、今後も感染症拡大の予防を図りつつ、これまでの働き方や業務の在り方を見直すなどの取組を継続する必要がある。

特に、テレワークについては、感染症の流行や、地震、風水害等の自然災害に際しての業務継続の観点に加え、ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方の観点からも効果が期待されることから、これまでの取組状況や国及び他の都道府県の動向等も踏まえながら、勤務環境の整備を進める必要がある。

#### (2) 長時間勤務の是正

長時間勤務の是正は、職員の健康確保や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止や有為な人材の確保といった観点からも重要な課題となっている。

職員の時間外勤務については、昨年4月から、人事委員会規則により、時間外勤務

命令を行うことができる上限を、原則、1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署においても720時間などと定め、各任命権者において時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであるが、当委員会の調査によると、月80時間を超える時間外勤務を行った延べ職員数は平成30年度189人から令和元年度146人に、月100時間を超える時間外勤務を行った延べ職員数は平成30年度101人から令和元年度53人に減少したものの、なお長時間勤務を行う職員がいる実情にある。

このことから、これまでも本委員会が報告してきたように、各任命権者による時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえた職員配置の精査などに加え、各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識し計画的に業務を遂行するほか、現在取り組んでいる業務プロセス改革を促進し、生産性の向上を図ることも必要である。

また、学校現場における教職員の多忙化解消については、本県教育委員会において、本年3月に「学校における働き方改革プラン」を策定したほか、7月に青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するなど、時間外勤務の縮減に向けた取組の強化を図っているところであり、教育委員会においては、市町村教育委員会等とも密接に連携しながら、同プランに掲げる取組を着実に進め、教職員の負担の軽減及び長時間勤務の是正に引き続き取り組むことが必要である。

### (3) 年次休暇の取得促進

年次休暇の取得促進は、総実勤務時間の縮減に向けて、長時間勤務の是正と同様に重要な課題であり、各任命権者にあっては、年次休暇の計画的な利用について周知を図るなどの取組を進めているところである。

令和元年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は12.4日と平成27年の10.3日から増加傾向にあるが、各任命権者が定めた特定事業主行動計画においては、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させることを目標としていることに鑑みれば、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得することや、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めるなど、休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

### (4) 働きやすい勤務環境づくり

職員が心身ともに健康で、職務遂行において十分にその能力を発揮できる勤務環境を整備することは、職員本人はもちろんのこと、職員の家族にとっても重要なことであり、そのためには、仕事と家庭の両立支援、各種ハラスメントの防止、心の健康づくりの推進などが求められるところである。

仕事と家庭の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも男女を問わず育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、育児や介護のための休暇等の整備、子の看護休暇の拡充などを行ってきたところである。各任命権者に

においても両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、知事部局等の男性職員の育児休業取得率を例にとると平成30年度の9.5%から令和元年度は18.5%に上昇するなど、一定の効果も現れてきていることから、引き続き、取組を進める必要がある。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失に繋がる行為である。各任命権者においては、これまでもハラスメント防止等に関する要綱等を制定し、苦情相談体制を整備するなど、ハラスメントの防止に取り組んできているところであるが、ハラスメントの及ぼす影響の大きさに鑑み、引き続き、国の取組等も参考にしながら研修の実施や定期的な啓発活動等の取組を進める必要がある。

心の健康づくりの推進については、各任命権者において、メンタルヘルス研修の開催、個別の健康相談の実施、ストレスチェック制度の活用、メンタルヘルス不調による休職者等の職場復帰支援など様々な対策が講じられてきたところである。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要であることから、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握や、管理監督者等による職員の健康状態の把握と状況に応じた早期対応のほか、長時間勤務の是正やハラスメントの防止等によるメンタルヘルス不調のリスク軽減など、健康で働きやすい勤務環境づくりに向けた取組を一層進める必要がある。

## 5 高齢層職員の能力と経験の活用

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、60歳を超える職員の能力と経験を一層活用することが重要である。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として定めるものとされているところであり、引き続き、国家公務員の定年引上げの動向を注視しつつ、他の都道府県の状況や本県の実情を勘案しながら、定年の引上げや再任用制度の在り方について検討を行っていく必要がある。

## 6 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の能力・業績を適正に評価し、その結果を職員の処遇や能力開発に適切に反映させることは、職員一人ひとりの能力を高めると同時に組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで欠かせないものであり、各任命権者において、評価の公正性、透明性、客観性の確保に留意しながら、引き続き適切に人事評価制度を運用していく必要がある。

また、人事評価結果の給与への反映については、各任命権者において段階的に進められているが、依然として任命権者により差異が見られるところであり、職員の士気向上、能力・業績に応じた適切な処遇確保の観点から更なる取組を進める必要がある。

## 7 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたも

のであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。



## 勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）を改正することを勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.2月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.0月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

### 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

### 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

# 参 考 资 料



# 参 考 資 料 目 次

<b>1 令和2年度職員給与等実態調査の概要</b> .....	資 - 1
第1表 給料表適用人員 .....	資 - 2
第2表 給料表別平均給与月額等 .....	資 - 2
第3表 給料表別、級別給料月額等 .....	資 - 4
第4表 給料表別、級別、号給別人員 .....	資 - 6
第5表 給料表別、級別、年齢別人員 .....	資 - 25
第6表 給料表別、級別、経験年数別人員 .....	資 - 31
第7表 給料表別、級別、学歴別人員 .....	資 - 37
第8表 扶養手当の支給状況 .....	資 - 38
第9表 住居手当の支給状況 .....	資 - 39
第10表 通勤手当の支給状況 .....	資 - 40
第11表 再任用職員の給料表別、級別人員 .....	資 - 41
<b>2 令和2年職種別民間給与実態調査の概要</b> .....	資 - 42
第1表 企業規模別調査事業所数 .....	資 - 43
第2表 職種別給与等額 .....	資 - 44
第3表 職種別、学歴別、企業規模別初任給 .....	資 - 48
第4表 民間における初任給の改定状況 .....	資 - 48
第5表 民間における家族手当の支給状況 .....	資 - 49
第6表 民間における住宅手当の支給状況 .....	資 - 49
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 .....	資 - 49
第8表 民間における定年制の状況 .....	資 - 50
第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢 到達を理由とした給与減額の状況 .....	資 - 50
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給 与を減額している事業所における60歳を超える従業員の 年間給与水準 .....	資 - 50
<b>3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係</b>	
第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較 .....	資 - 51
第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等 .....	資 - 51
第3表 東北各県職員給与等実態調査結果 .....	資 - 52
<b>4 生計費関係</b> .....	資 - 65
<b>5 労働経済指標</b> .....	資 - 66
<b>6 勤務時間等関係</b> .....	資 - 68



# 1 令和2年度職員給与等実態調査の概要

## (1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和2年4月1日現在で調査したものである。

## (2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける職員  
任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

## (3) 調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与（給料、扶養手当、住居手当、通勤手当等）

## (4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与マスターテープ等を基に電算処理を行い、集計した。

**第1表 給料表適用人員**

部 局 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
知 事	3,092		29	
警 察	334	2,256	3	
教 育 委 員 会	265			52
高 等 学 校 、 特 別 支 援 学 校	217		12	2,901
中 学 校 、 小 学 校	386			
そ の 他	73			
計	4,367	2,256	44	2,953

**第2表 給料表別平均給与月額等**

給 与 額 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
給 料 月 額 (円)	315,817	304,523	374,782	364,441
教 職 調 整 額 (円)	—	—	—	13,203
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (円)	—	—	—	5,292
扶 養 手 当 (円)	8,124	11,008	11,511	9,079
管 理 職 手 当 (円)	8,003	2,212		3,544
地 域 手 当 (円)	527	102		
初 任 給 調 整 手 当 (円)	32			
住 居 手 当 (円)	7,548	10,028	6,102	7,499
単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) (円)	625	3,471	1,364	508
特 地 勤 務 手 当 等 (円)	42	197		144
へ き 地 手 当 等 (円)	109			
寒 冷 地 手 当 (円)	5,009	5,724	6,304	5,233
給 与 月 額 (円)	345,836	337,265	400,063	408,943
扶 養 親 族 数 (人)	0.82	1.17	1.18	0.89
年 齢 (歳)	41.5	37.3	47.1	44.6
経 験 年 数 (年)	20.2	16.2	27.7	21.9
修 学 年 数 (年)	14.6	14.4	12.2	15.9

(單位 人)

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
	73	10	186	92	3,482
	15			2	2,610
68	10		1		396
			8		3,138
6,568			23		6,977
					73
6,636	98	10	218	94	16,676

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
371,732	329,919	513,780	314,333	304,900	345,426
12,500	—	—	—	—	7,312
6,014	—	—	—	—	3,330
8,176	7,760	7,050	6,732	4,234	8,670
7,265	5,089	80,110	3,446		6,036
		96,150			210
	459	176,590	6,193		198
5,046	11,260	5,400	8,522	6,835	6,905
497		3,000	413		932
	910				69
1,274			220		538
4,962	5,330	6,348	4,848	3,945	5,125
417,466	360,727	888,428	344,707	319,914	384,751
0.74	0.72	0.90	0.64	0.39	0.84
46.6	42.2	55.2	42.0	39.6	43.5
24.0	19.2	29.4	18.8	17.9	21.5
15.9	15.9	16.0	15.6	15.1	15.3

第3表 給料表別、級別給料月額等

給料表		行政職					警察職				
区分		人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均			
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
級別	1	745	189,569	24.2	3.4	14.3	281	201,219	21.6	2.3	13.0
	2	680	233,464	31.1	9.4	15.0	853	261,911	30.9	9.3	14.8
	3	680	306,158	40.5	19.1	14.3	537	324,198	40.5	18.7	14.8
	4	1,132	367,458	47.4	25.9	14.7	387	385,004	49.9	29.2	14.0
	5	597	389,242	52.2	31.3	14.3	84	409,942	52.5	32.1	13.9
	6	316	402,516	54.6	33.5	14.6	51	422,316	53.7	33.1	14.3
	7	145	426,957	55.9	33.8	15.5	34	432,874	54.8	34.3	13.9
	8	47	452,566	57.8	35.6	15.5	18	449,911	55.5	35.6	13.6
	9	25	491,492	57.6	35.4	15.8	11	470,118	57.0	36.4	14.2
	10	0	0	0.0	0.0	0.0					
計		4,367	315,817	41.5	20.2	14.6	2,256	304,523	37.3	16.2	14.4

給料表		研究職					医療職 (一)				
区分		人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均			
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
級別	1	22	230,791	29.0	6.2	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
	2	26	299,804	38.7	15.5	15.8	1	434,400	36.0	14.0	16.0
	3	42	381,664	48.8	25.7	15.9	8	527,288	59.1	33.1	16.0
	4	8	428,738	54.8	32.5	16.0	1	485,100	43.0	15.0	16.0
	5	0	0	0.0	0.0	0.0					
	6										
	7										
計		98	329,919	42.2	19.2	15.9	10	513,780	55.2	29.4	16.0

海 事 職					教 育 職 (一)					教 育 職 (二)				
人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
2	204,200	20.5	0.5	14.0	88	266,803	35.3	13.7	14.6	0	0	0.0	0.0	0.0
1	299,700	38.0	19.0	12.0	2,682	361,686	44.2	21.5	15.9	5,766	362,604	45.4	22.8	15.9
25	366,544	45.7	26.1	12.4	109	444,999	54.0	31.4	16.0	446	425,838	52.4	29.9	16.0
16	413,669	53.1	34.2	11.6	74	461,741	57.2	34.7	16.0	424	438,953	56.7	34.1	16.0
0	0	0.0	0.0	0.0										
44	374,782	47.1	27.7	12.2	2,953	364,441	44.6	21.9	15.9	6,636	371,732	46.6	24.0	15.9

医 療 職 (二)					医 療 職 (三)				
人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0
75	233,067	30.4	7.1	15.6	46	249,785	30.2	8.2	15.3
22	294,736	40.9	16.5	15.5	13	298,215	37.9	15.7	15.4
34	334,397	46.0	23.2	15.1	10	359,950	47.5	26.9	14.2
75	377,577	49.9	26.8	15.7	25	387,768	54.5	33.2	15.0
9	400,622	56.1	33.4	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
3	422,300	58.3	36.0	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
218	314,333	42.0	18.8	15.6	94	304,900	39.6	17.9	15.1

### 第4表 給料表別、級別、号給別人員

#### 行政職給料表

(単位 人)

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1							1					
2												
3		1								2		
4								1				
5		17										
6		1								1		
7			1					1		1		
8		3	2							1		
9		21	75									
10		3	10							1		
11		3	6	1								
12		1	8	1						3		
13		21	46							10		
14		3	8	1						2		
15		3	13	1						2		
16		1	8	1						2		
17		25	65	2					1			
18		5	4	3					4			
19		2	18	26			1					
20		2	4	5					2			
21		28	52	11					6	1		
22		4	15	2					4			
23		4	9	19					9			
24		3	12	6					1			
25		102	55	14					4			
26		7	9	4					2			
27		4	17	19					4			
28		2	10	13					5			
29		98	53	5				13	2			
30		6	11	3	1			13	2			
31		7	15	13	1			35				
32		6	7	6	3			19				
33		119	25	18	1			8				
34		11	10	5	2			12	1			
35		10	8	14	3			14				
36		5	9	11	2			2				
37		98	11	13	3			6				
38		10	7	5	1			7				
39		11	6	3								
40		9	3	6	4			4				
41		13	6	13	12			2		1		
42		4	7	4	2							
43		3	4	12	5			1				
44		3	4	10	8			2				
45		15	4	11	6			1				
46		4	2	15	6							
47		4	2	8	3							
48		3	3	17	24			1				
49		6	1	11	17	1	1					
50		3	2	10	21		1					
51		2	3	10	14	1	36					
52		3		12	19	2	15					
53		4		10	36		37					
54			2	12	32	2	4	1				
55		3		5	26	1	46	1				
56			2	21	20	2	10					
57		4	2	5	54		16					
58		1	1	10	28	6	5					
59		1	1	13	30		39					
60		2		11	10	6	6					
61		2	1	4	24	1	6	1				
62				11	57	3	8					
63		1	2	4	30	9	37					
64		1		11	31	4	1					
65		1	1	11	34	10	1					
66			1	12	44	6	6					
67				10	20	8	22					
68			1	4	19	20	4					
69			1	9	25	9	1					
70		1	3	8	24	10	2					
71				10	37	6	1					
72				13	22	27	1					
73			3	6	18	19	1					
74		1		10	18	12						
75				4	14	12	1					
76				11	23	27	1					

号給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
77		1	5	9	18						
78	1	1	5	13	15	1					
79	1		7	4	7						
80			4	17	17	1					
81			6	8	41	1					
82			2	7	39	2					
83			5	9	14						
84		1		5	15						
85		1	4	13	29						
86	1		4	9	17						
87	1		1	7	9						
88			2	11	19						
89			3	7	48						
90			5	5	20						
91				4	10						
92			4	1	9						
93				6	66						
94			1								
95			2	6							
96		1	1	11							
97		1		19							
98			1	12							
99			1	7							
100			3	15							
101			1	93							
102			1								
103		1									
104			2								
105		1	1								
106											
107			2								
108			2								
109											
110			1								
111			2								
112			2								
113			11								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		1									
計	745	680	680	1,132	597	316	145	47	25		4,367
男	399	372	373	743	433	275	138	47	24		2,804 (64.2%)
女	346	308	307	389	164	41	7		1		1,563 (35.8%)

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。

警察職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1											
2											
3		32									
4		3									
5											
6		2									
7											
8											
9		34									
10		2									
11		5									
12											
13		22									
14		1									
15		3									
16		3									
17		28	3								
18		1									
19		23	2								
20		2									
21		27	52								
22		3	1								
23		5	6								
24		1	1								
25		51	61	1							
26		4	1								
27		6	9	1							
28		4	3								
29		4	54								
30		1	3							4	
31		2	12	2						3	
32		1	5							1	
33		1	32	1						1	
34			8								
35		3	19	1							
36			6								
37			37	7							
38		3	7	2							
39			24	2						1	
40			8	1						1	
41			34	5							
42			9	2					1		
43		2	18	8	1				1		
44			6	4					6		
45			28	10	1			1	1		
46			10	3							
47			15	6					2		
48			2	3	1				2		
49			22	7	2				1		
50			8	1							
51		1	27	5		1			1		
52			11	7							
53			40	11				5	1		
54			9	5	1			4	1		
55			20	15		1		4			
56			11	4	3	1		6			
57			20	9	5			1	1		
58			5	4	1			3			
59			13	14	3	1		2			
60			7	4	1						
61			11	9	2		1	1			
62			5	3	2						
63			10	17	3		1	1			
64			10	8	1			2			
65			7	9	5	1		1			
66			4	6	1			1			
67			8	12	5	3					
68			7	4	3	2	2				
69			13	14	5	8	1	1			
70			2	11	2	3	1				
71			5	12	2	3	2				
72			5	3	3	2	1	1			
73			10	11		7	1				
74			6	4	1	2	1				
75			5	14	5	4	4				
76			6	1	6	3	1				

号 給	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
77		8	18	3	4	1				
78		3	4	1	3					
79		7	10	6	2	1				
80		3	7	4	2					
81		9	7	7	2	2				
82		3	4	4	1	1				
83		2	9	5	3	3				
84		1	4	2	1	3				
85		1	7	6	1	3				
86		3	3	4		1				
87		6	8	5	1	3				
88		3	5	2		1				
89		3	7	2	3	4				
90		2	5	2		6				
91		2	8	2						
92		1	2	2						
93			2	6		6				
94		1	6	4						
95		2	4	3						
96			6	1						
97		2	2	10	1					
98		1	2	1	2					
99		3	2	6						
100			5	5						
101			4	4	16					
102			1	2						
103		2	2							
104				4						
105			4	2						
106		1	1	3						
107		1	6	3						
108			4	5						
109			4	2						
110			2	1						
111			4	8						
112				3						
113			4	4						
114			2	10						
115			8	5						
116			1	7						
117			2	5						
118			1	8						
119			8	4						
120			1	3						
121			5	9						
122			2	4						
123			1	6						
124			2	5						
125	1		4	122						
126			2							
127			6							
128			2							
129			3							
130			1							
131			7							
132			3							
133			4							
134										
135			3							
136			1							
137			2							
138			1							
139										
140			2							
141			7							
142										
143										
144										
145										
計	281	853	537	387	84	51	34	18	11	2,256
男	216	752	483	372	82	51	34	18	11	2,019 (89.5%)
女	65	101	54	15	2					237 (10.5%)

海事職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11		1					
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38				1	1		
39							
40							
41							
42							
43				2			
44							
45					1		
46							
47					1		
48							
49			1				
50					2		
51				1			
52							
53							
54					2		
55					1		
56							
57					1		
58					1		
59				2	3		
60				1	1		
61				2			
62					1		
63				1			
64							
65				1			
66							
67				1			
68							
69				1			
70				2			
71							
72				1			
73				1			
74							
75							
76				1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計	
77								
78				1				
79				1				
80				1				
81								
82				1				
83								
84								
85								
86					1			
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98				1				
99								
100								
101				2				
計		2	1	25	16			44
男		2	1	25	16			44 (100.0%)
女								0 (0.0%)

教育職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1			8			
2						
3						
4						
5		1	20			
6						
7			3			
8						
9		1	15			
10			1			
11			3			
12			4			
13			20			
14		1				
15		1	6			
16		1	1			
17			18			
18			2			
19			6		2	
20			2			
21			21			
22			1		5	
23			13		4	
24			5		2	
25			26		10	
26			2		10	
27		1	5		14	
28		1	4		7	
29		1	31		11	
30			6		2	
31			12		3	
32			4		3	
33			33		1	
34			3			
35			11			
36			7			
37		4	28			
38		1	5			
39			13			
40			6			
41		2	29			
42		1	11			
43		2	17			
44		1	15			
45		1	24			
46		1	5			
47			12	1		
48			15			
49			28	1		
50		1	14			
51		1	15			
52			12			
53		1	28			
54		1	12	1		
55		1	18	1		
56		1	12	1		
57		2	19	1		
58		2	12	4		
59			27	10		
60		1	15	6		
61			28	4		
62			16	18		
63			21	10		
64		1	17	2		
65		2	30	6		
66		3	17	14		
67		1	19	6		
68		4	15	3		
69		2	28	9		
70			15	6		
71		2	18	1		
72		1	9	2		
73		1	26	1		
74			33	1		
75		1	24			
76		4	31			

号 給	職務の級				計
	1	2	3	4	
77	2	26			
78		24			
79	1	14			
80		29			
81	2	21			
82	3	24			
83		23			
84	2	21			
85		26			
86	1	21			
87		29			
88		29			
89	2	17			
90	1	27			
91		23			
92	3	32			
93		26			
94	1	30			
95	1	23			
96		28			
97	2	36			
98		26			
99	1	27			
100		32			
101	1	21			
102	1	22			
103	3	22			
104		15			
105	1	29			
106		23			
107	1	28			
108		20			
109	2	24			
110		18			
111		28			
112		23			
113		38			
114		17			
115	1	22			
116	1	20			
117		27			
118		21			
119		17			
120		23			
121		38			
122		43			
123		44			
124		39			
125		44			
126		45			
127		48			
128		58			
129		63			
130		70			
131		28			
132		37			
133	1	14			
134		4			
135					
136					
137		3			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	88	2,682	109	74	2,953
男	51	1,496	93	65	1,705 (57.7%)
女	37	1,186	16	9	1,248 (42.3%)

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 号 給	1	2	3	4	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		44			
14					
15		3		1	
16		1			
17		53			
18					
19		8		1	
20		1		9	
21		48		40	
22				67	
23		8		61	
24		2		38	
25		46		48	
26				32	
27		4		33	
28		5		21	
29		48		20	
30		1		24	
31		8		11	
32		7		9	
33		54		3	
34		7		5	
35		13		1	
36		9			
37		71			
38		1			
39		12			
40		10			
41		54			
42		10			
43		9			
44		17			
45		47			
46		6			
47		10			
48		15			
49		48			
50		4			
51		16			
52		21			
53		49			
54		11			
55		17			
56		19			
57		39			
58		7			
59		22			
60		24			
61		36	1		
62		9			
63		27			
64		8	3		
65		49			
66		17	3		
67		27	2		
68		20	2		
69		45	3		
70		21	1		
71		33	4		
72		19	8		
73		25	12		
74		43	16		
75		31	12		
76		22	9		

号 給	職務の級				計
	1	2	3	4	
77		30	13		
78		22	47		
79		32	21		
80		24	11		
81		40	21		
82		30	59		
83		35	17		
84		37	11		
85		29	30		
86		43	30		
87		25	11		
88		48	23		
89		35	24		
90		38	20		
91		33	15		
92		42	7		
93		41	10		
94		37			
95		33			
96		42			
97		51			
98		36			
99		38			
100		30			
101		47			
102		36			
103		36			
104		55			
105		44			
106		45			
107		41			
108		46			
109		57			
110		51			
111		34			
112		40			
113		40			
114		61			
115		59			
116		46			
117		51			
118		60			
119		56			
120		46			
121		53			
122		68			
123		72			
124		50			
125		74			
126		82			
127		63			
128		60			
129		96			
130		64			
131		68			
132		78			
133		115			
134		108			
135		122			
136		139			
137		159			
138		153			
139		158			
140		144			
141		194			
142		157			
143		112			
144		91			
145		53			
146		49			
147		21			
148		10			
149		10			
計		5,766	446	424	6,636
男		2,068	377	379	2,824 (42.6%)
女		3,698	69	45	3,812 (57.4%)

研究職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28				1			
29		1					
30							
31							
32							
33		1		1			
34							
35							
36		1	1	2			
37		4	1				
38			1				
39							
40			4				
41		2	1				
42				1			
43			1				
44							
45		1					
46			1	1			
47			2	1	1		
48					1		
49		1		1			
50			2	1			
51							
52				1			
53		2					
54			2	3			
55							
56				1			
57		1		2	1		
58							
59		1	1	3	1		
60				1			
61			1				
62			1	2			
63		2	1				
64							
65		3	1				
66		1			1		
67					1		
68							
69		1	1				
70				1			
71					1		
72							
73					1		
74							
75							
76							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83				3			
84							
85							
86				3			
87							
88				1			
89				11			
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97			1				
98							
99			1				
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112			1				
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
計		22	26	42	8		98
男		15	19	29	8		71 (72.4%)
女		7	7	13			27 (27.6%)

医療職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40			1			
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48				1		
49						
50						
51						
52						
53				1		
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65				1		
66						
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76						

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
計			1	8	1	10
男				5		5 (50.0%)
女			1	3	1	5 (50.0%)

医療職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1			1						
2									
3									
4									
5			3						
6									
7									
8									
9			1						
10									
11									
12									
13			3						
14			1						
15			1						
16			1						
17			1						
18									
19			6						
20									
21			3						
22				1					
23			8		1				
24									
25			4					3	
26				1					
27			7						
28									
29			2						
30									
31			1						
32									
33									
34			2		1				
35			4	1					
36			1	1					
37			1			1			
38									
39			2	1					
40			2			1			
41			1	1					
42						1			
43			5	1	1	1			
44			1		1	1			
45			1			3		1	
46			1	1		1			
47					2	1		5	
48					1	2		2	
49			2			2			
50									
51			2	4		1		1	
52					1	2			
53						5			
54					1	2			
55					1				
56				1	1				
57			1		1	2			
58				1					
59				1		4			
60				1					
61			1	1	1	4			
62									
63				1					
64					1	3			
65					1				
66									
67			2						
68						1			
69						3			
70					3				
71						1			
72			1			1			
73					1				
74				2	1				
75						2			
76				1		1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77									
78			1		1	1			
79						2			
80									
81									
82						1			
83					1				
84					1	1			
85					1	1			
86					1				
87					1	2			
88					1	1			
89					1	4			
90					1	2			
91					2				
92									
93						14			
94					1				
95									
96					1				
97									
98									
99			1						
100					1				
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111				1					
112									
113									
計			75	22	34	75	9	3	218
男			23	6	9	41	8	3	90 (41.3%)
女			52	16	25	34	1		128 (58.7%)

医療職給料表(三)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11			4						
12									
13									
14									
15			2						
16									
17									
18									
19			2						
20									
21									
22									
23			6						
24									
25			2						
26									
27			2						
28									
29			1	1					
30			1						
31			1						
32									
33									
34									
35			3	2					
36									
37			3	2		1			
38									
39				1		1			
40									
41			1						
42									
43			1	2					
44									
45			1						
46									
47			2						
48									
49			2		1				
50									
51			2	1					
52									
53			1						
54			1						
55									
56									
57									
58									
59						1			
60				1					
61									
62									
63									
64			2						
65									
66									
67									
68									
69									
70				1					
71									
72				1					
73			1						
74									
75									
76									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77									
78									
79					1				
80					1	1			
81			1						
82					1				
83			1						
84									
85					1				
86			1			1			
87					1				
88									
89									
90						1			
91			1		1				
92					1				
93						19			
94									
95									
96				1					
97									
98									
99					1				
100									
101									
102									
103			1						
104									
105					1				
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計	
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
計			46	13	10	25				94
男			5							5 (5.3%)
女			41	13	10	25			89 (94.7%)	

## 第5表 給料表別、級別、年齢別人員

### 行政職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満											
18歳以上 20歳未満	41										41
20歳以上 25歳未満	393										393
25歳以上 30歳未満	260	273				1					534
30歳以上 35歳未満	44	305	68				2				419
35歳以上 40歳未満	7	65	247	11							330
40歳以上 45歳未満		25	239	300	10	1	1		1		577
45歳以上 50歳未満		7	91	507	133	10			1		749
50歳		1	6	56	56	9					128
51 "		1	10	53	76	22					162
52 "			5	46	74	41	2				168
53 "			2	22	46	25	11				106
54 "		1	2	29	37	29	16				114
55 "		1	2	22	25	37	18	4			109
56 "			2	25	21	39	25	5			117
57 "				19	48	37	19	7	3		133
58 "		1		16	37	38	31	13	5		141
59 "			1	26	33	27	20	18	14		139
60歳以上			5		1				1		7
計	745	680	680	1,132	597	316	145	47	25		4,367

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

年 齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳 未 満										
18 歳 以 上 20 歳 未 満	71									71
20 歳 以 上 25 歳 未 満	189	61								250
25 歳 以 上 30 歳 未 満	17	325	3							345
30 歳 以 上 35 歳 未 満	3	276	81							360
35 歳 以 上 40 歳 未 満		136	195	21			1			353
40 歳 以 上 45 歳 未 満		51	133	89	5	1				279
45 歳 以 上 50 歳 未 満	1	4	70	72	22	7				176
50 歳			8	9	1	4	1			23
51 〃			11	11	4	4	4			34
52 〃			10	15	5	3	2	1		36
53 〃			6	7	5	5	3	2		28
54 〃			10	15	5	5	1	1		37
55 〃			5	26	10	2	6	4	2	55
56 〃			3	22	5	5	2	5	3	45
57 〃				33	4	6	4	4	1	52
58 〃			1	30	10	4	7		3	55
59 〃			1	37	8	5	3	1	2	57
60 歳 以 上										
計	281	853	537	387	84	51	34	18	11	2,256

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	2					2
25歳以上 30歳未満						
30歳以上 35歳未満						
35歳以上 40歳未満		1	2			3
40歳以上 45歳未満			8			8
45歳以上 50歳未満			11	4		15
50歳				1		1
51 "				1		1
52 "			1	1		2
53 "			1			1
54 "				1		1
55 "				2		2
56 "				1		1
57 "				3		3
58 "			1	1		2
59 "			1	1		2
計	2	1	25	16		44

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満	1				1
20歳以上 25歳未満	5	47			52
25歳以上 30歳未満	14	173			187
30歳以上 35歳未満	17	251			268
35歳以上 40歳未満	26	305			331
40歳以上 45歳未満	16	490			506
45歳以上 50歳未満	8	592	6		606
50歳	1	99	3		103
51 "		75	6		81
52 "		86	13		99
53 "		68	18	2	88
54 "		81	22	3	106
55 "		83	9	5	97
56 "		62	9	11	82
57 "		79	15	15	109
58 "		102	3	22	127
59 "		89	5	16	110
計	88	2,682	109	74	2,953

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		160			160
25歳以上 30歳未満		352			352
30歳以上 35歳未満		387			387
35歳以上 40歳未満		499			499
40歳以上 45歳未満		804			804
45歳以上 50歳未満		1,307	67		1,374
50歳		273	42	1	316
51 "		288	60	4	352
52 "		227	77	11	315
53 "		234	64	17	315
54 "		239	41	23	303
55 "		230	36	52	318
56 "		201	25	65	291
57 "		215	12	76	303
58 "		184	7	87	278
59 "		166	15	88	269
計		5,766	446	424	6,636

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	2					2
25歳以上 30歳未満	9					9
30歳以上 35歳未満	10	4				14
35歳以上 40歳未満	1	12				13
40歳以上 45歳未満		7	5			12
45歳以上 50歳未満		3	19			22
50歳			4	2		6
51 "			4			4
52 "			1			1
53 "			3	2		5
54 "			3			3
55 "			3			3
56 "				1		1
57 "						
58 "				1		1
59 "				2		2
計	22	26	42	8		98

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満					
25歳以上 30歳未満					
30歳以上 35歳未満					
35歳以上 40歳未満		1			1
40歳以上 45歳未満			1	1	2
45歳以上 50歳未満			1		1
50 歳					
51 "					
52 "					
53 "					
54 "					
55 "					
56 "					
57 "					
58 "					
59 "			1		1
60歳以上			5		5
<b>計</b>		1	8	1	10

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		6						6
25歳以上 30歳未満		36						36
30歳以上 35歳未満		22	2					24
35歳以上 40歳未満		5	10	2				17
40歳以上 45歳未満		1	5	11	14			31
45歳以上 50歳未満		3	3	14	25			45
50 歳		2		1	4			7
51 "				2	2	1		5
52 "			2	1	3			6
53 "					4			4
54 "				2	8	1		11
55 "					5			5
56 "				1	2	2		5
57 "					3	3		6
58 "					3	1	2	6
59 "					2	1	1	4
<b>計</b>		75	22	34	75	9	3	218

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		7						7
25歳以上 30歳未満		17						17
30歳以上 35歳未満		10	4					14
35歳以上 40歳未満		8	5	1				14
40歳以上 45歳未満		3	3		2			8
45歳以上 50歳未満		1	1	7	1			10
50 歳					2			2
51 〃				1				1
52 〃				1	1			2
53 〃					3			3
54 〃					1			1
55 〃					1			1
56 〃					1			1
57 〃					2			2
58 〃					5			5
59 〃					6			6
計		46	13	10	25			94

## 第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

### 行政職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1年未満	99										99
1年	109										109
2 "	137										137
3 "	125										125
4 "	51	72									123
5 "	63	48				1					112
6 "	41	78									119
7 "	43	63									106
8 "	35	66	1								102
9 "	23	95	1								119
10 "	6	70	41				2				119
11 "	2	35	30								67
12 "	4	31	31								66
13 "	1	18	27			1					47
14 "	2	19	31								52
15 "	2	24	37	1							64
16 "	1	11	47	8							67
17 "		10	44	10							64
18 "	1	8	24	25							58
19 "		6	39	49							94
20 "		2	54	74	1						131
21 "		3	44	89	1						137
22 "		5	54	72	10		1		1		143
23 "		4	28	87	12						131
24 "		1	25	78	25				1		130
25 "		2	26	93	32	2					155
26 "		2	21	81	34	8					146
27 "		3	26	69	37	4					139
28 "		1	13	82	48	13					157
29 "			13	86	54	27	3				183
30 "			4	44	49	26	9				132
31 "		1	3	30	27	23	15				99
32 "			1	23	35	32	18	2			111
33 "		1	3	15	35	23	9	5			91
34 "			4	18	28	25	17	4			96
35 "		1	1	15	25	22	25	7	9		105
36 "			1	16	27	28	22	15	3		112
37 "			2	19	15	17	13	11	8		85
38 "			2	18	11	15	3	2			51
39 "				14	42	18	3		2		79
40 "			1	4	29	18	2				54
41年以上			1	12	20	13	3	1	1		51
計	745	680	680	1,132	597	316	145	47	25		4,367

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 経年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1年未満	65									65
1年	73									73
2 "	29	32								61
3 "	35	34								69
4 "	34	42								76
5 "	32	53								85
6 "	8	87	2							97
7 "	1	80	2							83
8 "		79	3							82
9 "	1	78	10							89
10 "	1	75	12							88
11 "		53	25							78
12 "	1	45	23	1						70
13 "		42	45	1						88
14 "		38	41	3						82
15 "		33	50	4						87
16 "		22	42	12			1			77
17 "		15	43	10						68
18 "		20	31	17						68
19 "		9	33	14						56
20 "		4	15	20	2					41
21 "		2	19	11	2					34
22 "		4	11	19	3	1				38
23 "		3	9	20	3					35
24 "		1	9	8	3					21
25 "			9	7		1				17
26 "		1	9	6	3	3				22
27 "			12	10	4	3	1			30
28 "		1	12	8	5					26
29 "			6	11	1	1	1			20
30 "			13	9	5	2	2			31
31 "	1		18	11	7	6	2			45
32 "			8	12	6	6	4	3		39
33 "			7	14	4	7	3		2	37
34 "			4	19	4	1	2	4	1	35
35 "			3	15	5	5	2	2	1	33
36 "			8	20	3	3	4	2	1	41
37 "			1	34	4	2	4	3	3	51
38 "			1	15	5	2	1	1	1	26
39 "				20	2	3	3	3		31
40 "			1	24	7	4	3		2	41
41年以上				12	6	1	1			20
計	281	853	537	387	84	51	34	18	11	2,256

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満	1					1
1年	1					1
2 "						
3 "						
4 "						
5 "						
6 "						
7 "						
8 "						
9 "						
10 "						
11 "						
12 "						
13 "						
14 "						
15 "						
16 "						
17 "						
18 "			1			1
19 "		1				1
20 "			1			1
21 "						
22 "			3			3
23 "			5			5
24 "			3			3
25 "			1			1
26 "			3			3
27 "			1			1
28 "			1	3		4
29 "			1			1
30 "			1	1		2
31 "				1		1
32 "				2		2
33 "			1			1
34 "			1			1
35 "				2		2
36 "				3		3
37 "			1			1
38 "						
39 "				1		1
40 "			1	2		3
41年以上				1		1
計	2	1	25	16		44

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		10			10
1年	2	23			25
2 "	2	22			24
3 "	1	32			33
4 "	6	28			34
5 "	3	35			38
6 "	3	39			42
7 "	3	52			55
8 "	4	52			56
9 "	3	48			51
10 "	1	56			57
11 "	5	67			72
12 "	4	61			65
13 "	2	54			56
14 "	6	61			67
15 "	8	67			75
16 "	3	85			88
17 "	5	76			81
18 "	4	88			92
19 "	1	89			90
20 "	8	117			125
21 "	1	105			106
22 "	2	124			126
23 "	5	112	1		118
24 "	2	107	1		110
25 "	2	106	1		109
26 "		111	2		113
27 "	1	84	4		89
28 "	1	98	5		104
29 "		65	7		72
30 "		82	14		96
31 "		79	24	5	108
32 "		73	12	4	89
33 "		81	17	8	106
34 "		75	6	14	95
35 "		95	10	14	119
36 "		72	3	20	95
37 "		39	2	9	50
38 "		8			8
39 "		1			1
40 "		2			2
41年以上		1			1
計	88	2,682	109	74	2,953

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		48			48
1年		61			61
2年		60			60
3年		52			52
4年		63			63
5年		82			82
6年		84			84
7年		83			83
8年		78			78
9年		87			87
10年		92			92
11年		82			82
12年		87			87
13年		95			95
14年		95			95
15年		109			109
16年		113			113
17年		141			141
18年		146			146
19年		177			177
20年		169			169
21年		177			177
22年		211			211
23年		221	4		225
24年		242	6		248
25年		249	11		260
26年		259	36		295
27年		265	26	1	292
28年		274	52	4	330
29年		278	67	5	350
30年		239	73	13	325
31年		230	54	26	310
32年		236	41	37	314
33年		216	31	70	317
34年		215	18	74	307
35年		209	10	76	295
36年		154	10	72	236
37年		73	5	46	124
38年		6	2		8
39年		6			6
40年		1			1
41年以上		1			1
計		5,766	446	424	6,636

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満						
1年	1					1
2年	1					1
3年	5					5
4年	2					2
5年						
6年	2					2
7年	2					2
8年	2					2
9年	2					2
10年	4	1				5
11年	1	6				7
12年		2				2
13年		2				2
14年		2				2
15年		3				3
16年		1				1
17年		1	1			2
18年		2				2
19年			1			1
20年			1			1
21年		1	2			3
22年		3	3			6
23年		1	7			8
24年			4			4
25年			2			2
26年		1	4			5
27年			6	1		7
28年			1	1		2
29年			2			2
30年			3	1		4
31年			1	1		2
32年			2			2
33年			1			1
34年				1		1
35年						
36年				1		1
37年			1	2		3
38年						
39年						
40年						
41年以上						
計	22	26	42	8		98

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満					
1年					
2 "					
3 "					
4 "					
5 "					
6 "					
7 "					
8 "					
9 "					
10 "					
11 "					
12 "					
13 "					
14 "		1			1
15 "				1	1
16 "					
17 "					
18 "					
19 "					
20 "					
21 "			2		2
22 "					
23 "					
24 "					
25 "					
26 "					
27 "					
28 "					
29 "					
30 "			2		2
31 "					
32 "					
33 "					
34 "					
35 "					
36 "					
37 "					
38 "			1		1
39 "			1		1
40 "					
41年以上			2		2
計		1	8	1	10

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		1						1
1年		5						5
2 "		2						2
3 "		8						8
4 "		11						11
5 "		4						4
6 "		5						5
7 "		10	1					11
8 "		5						5
9 "		8						8
10 "		3	2					5
11 "		3						3
12 "		3	2					5
13 "			1	2				3
14 "		1	2					3
15 "		2	4	1				7
16 "		1	1	1				3
17 "				2				2
18 "		1	3	4	1			9
19 "				2	2			4
20 "			1	2	5			8
21 "			2		4			6
22 "		1		2	9			12
23 "		1	1	1	2			5
24 "					5			5
25 "			1	2	6			9
26 "				2	6			8
27 "				4	1			5
28 "				3	6	1		10
29 "				2	6			8
30 "					4			4
31 "			1	1	3	1		6
32 "				1	3			4
33 "				1	3	2		6
34 "				1	3	2		6
35 "					2	1		3
36 "					1	1	3	5
37 "					2	1		3
38 "					1			1
39 "								
40 "								
41年以上								
計		75	22	34	75	9	3	218

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		3						3
1年		2						2
2 "		2						2
3 "		6						6
4 "		3						3
5 "								
6 "		5						5
7 "		5						5
8 "		1						1
9 "		5						5
10 "		2	1					3
11 "		2	2					4
12 "		1	3					4
13 "		1						1
14 "			1					1
15 "		1						1
16 "		1						1
17 "			2		1			3
18 "		1						1
19 "		1	1	1	1			4
20 "		1						1
21 "		1	1					2
22 "			1					1
23 "		1						1
24 "		1						1
25 "				1				1
26 "			1	2	1			4
27 "				2				2
28 "				2	2			4
29 "								
30 "								
31 "				1	1			2
32 "				1	3			4
33 "					1			1
34 "								
35 "					2			2
36 "					6			6
37 "					3			3
38 "					2			2
39 "					2			2
40 "								
41年以上								
計		46	13	10	25			94

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

給料表	学歴 職務の級	学歴				平均 修学 年数 (年)
		大学卒 (人)	短大卒 (人)	高校卒 (人)	中学卒 (人)	
行政職	1	432	3	310		14.3
	2	502	4	174		15.0
	3	395	8	277		14.3
	4	751	32	349		14.7
	5	343	9	245		14.3
	6	199	9	108		14.6
	7	125	4	16		15.5
	8	41	1	5		15.5
	9	23	1	1		15.8
	10					
計	2,811	71	1,485		14.6	
警察職	1	69	5	207		13.0
	2	574	31	248		14.8
	3	362	30	145		14.8
	4	190	7	190		14.0
	5	38	2	44		13.9
	6	29		22		14.3
	7	16		18		13.9
	8	7		11		13.6
	9	6		5		14.2
	計	1,291	75	890		14.4
海事職	1		2			14.0
	2			1		12.0
	3		5	20		12.4
	4		1	12	3	11.6
	5					
	計		8	33	3	12.2
教育職(一)	1	44	27	17		14.6
	2	2,574	70	38		15.9
	3	107	2			16.0
	4	74				16.0
	計	2,799	99	55		15.9
教育職(二)	1					0.0
	2	5,601	161	4		15.9
	3	440	5	1		16.0
	4	420	4			16.0
	計	6,461	170	5		15.9

給料表	学歴 職務の級	学歴				平均 修学 年数 (年)
		大学卒 (人)	短大卒 (人)	高校卒 (人)	中学卒 (人)	
研究職	1	22				16.0
	2	25		1		15.8
	3	41		1		15.9
	4	8				16.0
	5					
	計	96		2		15.9
医療職(一)	1					0.0
	2	1				16.0
	3	8				16.0
	4	1				16.0
	計	10				16.0
医療職(二)	1					0.0
	2	61	14			15.6
	3	16	6			15.5
	4	19	15			15.1
	5	65	10			15.7
	6	9				16.0
	7	3				16.0
計	173	45			15.6	
医療職(三)	1					0.0
	2	30	15	1		15.3
	3	9	4			15.4
	4	1	9			14.2
	5	12	13			15.0
	6					
	7					
計	52	41	1		15.1	

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者	6,500円 (配偶者)	10,000円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族)	扶養 親族計	加算額 5,000円	受給者 1人当たり 平均手当 月額
		〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕		〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕		〔満16歳年度 初めから満 22歳年度末 までの間に ある子〕	
行政職	1,813	936	2,339	278	3,553	862	19,569
警察職	1,265	904	1,698	51	2,653	333	19,632
海事職	25	20	31	1	52	12	20,260
教育職(一)	1,350	528	1,909	166	2,603	642	19,860
教育職(二)	2,663	780	3,802	370	4,952	1,752	20,374
研究職	35	15	54	2	71	22	21,729
医療職(一)	7	7	2	0	9	1	10,071
医療職(二)	80	29	105	6	140	38	18,344
医療職(三)	21	0	35	2	37	7	18,952
計	7,259	3,219	9,975	876	14,070	3,669	19,918

## 第9表 住居手当の支給状況

### その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	受 給 者				受給者1人 当たり平均 手当月額
	手当月額 11,000円未満	手当月額 11,000円以上 27,000円未満	手当月額 27,000円	計	
行政職	2 <sup>人</sup>	649 <sup>人</sup>	682 <sup>人</sup>	1,333 <sup>人</sup>	24,641 <sup>円</sup>
警察職	0	443	470	913	24,671
海事職	0	5	6	11	24,409
教育職(一)	0	360	517	877	25,234
教育職(二)	1	613	723	1,337	25,006
研究職	0	21	23	44	25,080
医療職(一)	0	0	2	2	27,000
医療職(二)	0	36	40	76	24,443
医療職(三)	0	15	11	26	24,712
計	3	2,142	2,474	4,619	24,867

### その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区 分	受 給 者	受給者1人 当たり平均 手当月額
行政職		9 <sup>人</sup>	12,878 <sup>円</sup>
警察職		8	12,400
海事職		0	0
教育職(一)		1	13,500
教育職(二)		4	12,850
研究職		0	0
医療職(一)		0	0
医療職(二)		0	0
医療職(三)		0	0
計		22	12,727

第10表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	受 給 者	受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
交 通 機 関 利 用 者		1,546	13,878
交 通 用 具 使 用 者		11,397	7,989
	自 動 車	11,152	8,114
	そ の 他	245	2,307
併 用 利 用 者		265	40,333
	計	13,208	9,327

## 第11表 再任用職員の給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	195		1	100	77	17					
警察職	70		26	37	7						
海事職	2			2							
教育職(一)	178	15	163								
教育職(二)	228		228								
研究職	1			1							
医療職(二)	6				6						
医療職(三)	3			3							
<b>給料表計</b>	<b>683</b>										
60歳	239										
61歳	198										
62歳	132										
63歳	70										
64歳	44										

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(その2において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	45		45								
医療職(三)	2		2								
<b>給料表計</b>	<b>47</b>										
60歳	0										
61歳	0										
62歳	0										
63歳	18										
64歳	29										

## 2 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査の内容等

#### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

#### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

### (3) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

### (4) 調査の範囲等

#### ア 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所397事業所。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

#### イ 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から165事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2)ア①及び②に関する調査が完結した事業所は、第1表-1のとおりである。

(2)ア③及び④に関する調査が完結した事業所は、第1表-2のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### ウ 集計

##### ① 調査実人員

初任給関係職種135人（全て行政職に相当）、初任給関係以外の調査職種3,977人（行政職に相当する調査実人員3,839人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、12,298人であり、行政職に相当するものは、12,008人である。）

##### ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

##### ③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

### (5) その他

ア この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

イ 第6表（民間における住宅手当の支給状況）については、本県民間事業所の住宅手当の支給状況を把握するため、本県が独自に調査を実施したものである。

第1表-1 企業規模別調査事業所数（(2)ア①及び②に関する調査）

（単位 事業所）

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		151	43	64	44
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		2	0	1	1
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業		25	5	7	13
製 造 業		60	15	32	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業		27	11	8	8
卸 売 業 ， 小 売 業		5	3	2	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		2	2	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		30	7	14	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が13所あった。
- 2 調査対象事業所165所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた164所に占める調査完了事業所151所の割合（調査完了率）は92.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である（第1表-2において同じ。）。

第1表-2 企業規模別調査事業所数（(2)ア③及び④に関する調査）

（単位 事業所）

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		136	37	59	40
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		2	0	1	1
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業		22	5	7	10
製 造 業		55	13	30	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業		24	10	7	7
卸 売 業 ， 小 売 業		3	2	1	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		2	2	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		28	5	13	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が28所あった。
- 2 調査対象事業所165所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた164所に占める調査完了事業所136所の割合（調査完了率）は82.9%である。

第2表 職種別給与額等

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	57.0	734,760	43	734,717
	工 場 長	4	54.9	605,214	324	604,890
	事 務 部 長	94	53.8	618,078	1,202	616,876
	技 術 部 長	85	53.3	606,922	5,362	601,560
	事 務 部 次 長	55	52.6	548,199	4,015	544,184
	技 術 部 次 長	40	52.0	567,031	4,842	562,189
	事 務 課 長	211	50.4	508,411	7,744	500,667
	技 術 課 長	184	50.4	557,397	10,421	546,976
	事 務 課 長 代 理	66	46.3	403,122	37,512	365,610
	技 術 課 長 代 理	74	48.5	426,378	18,034	408,344
	事 務 係 長	297	46.0	398,247	45,515	352,732
	技 術 係 長	288	46.1	514,221	104,529	409,692
	事 務 主 任	316	43.8	344,124	37,515	306,609
	技 術 主 任	231	42.3	429,815	85,342	344,473
	事 務 係 員	1,071	37.4	263,192	25,643	237,549
	技 術 係 員	814	33.3	317,472	55,064	262,408
関 係 ・ 労 務 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	X	X	X	X	X
	守 衛	3	47.5	254,103	49,890	204,213
	用 務 員	2	59.0	270,950	0	270,950
研 究 関 係 職 種	研 究 部 ( 課 ) 長	—	—	—	—	—
	研 究 室 ( 係 ) 長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9 級、10 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7 級、8 級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6 級、7 級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長―課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	企業規模500人以上 行政職 7 級、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5 級、6 級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長―係長間)	企業規模500人以上 行政職 5 級、6 級 企業規模50人以上500人未満 行政職 4 級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3 級、4 級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長―係員間)	企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3 級、4 級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	行政職 1 級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事し ている者を除く。	
2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長	
構成員 3 人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記 研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又長と係員の上に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	6	59.3	602,733	0	602,733
	大 学 教 授	36	55.6	581,437	0	581,437
	大 学 准 教 授	26	48.5	514,713	0	514,713
	大 学 講 師	21	42.7	452,927	0	452,927
	大 学 助 教	18	37.0	411,006	0	411,006
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	3	58.8	547,083	0	547,083
	高 等 学 校 教 諭	22	44.5	440,210	0	440,210
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	9	61.5	514,206	0	514,206
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	62.2	340,901	0	340,901
	事 務 ・ 技 術 課 長	5	62.0	332,572	0	332,572
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	X	X	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 長	2	61.5	381,270	0	381,270
	事 務 ・ 技 術 主 任	5	63.1	290,463	36,516	253,947
	事 務 ・ 技 術 係 員	192	62.7	215,148	6,241	208,907

備 考	対 応 級
<div data-bbox="167 824 199 1594" style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> </div> <div data-bbox="319 1198 694 1232" style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>事務・技術関係職種の備考欄参照</p> </div>	

第3表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	192,029	193,269	199,225	168,600 *
	短 大 卒	169,104	X	-	170,496
	高 校 卒	151,667	164,300	145,038	X
新 卒 技 術 者	大 学 卒	196,663	203,429	192,900	186,750
	短 大 卒	172,262	176,286 *	171,303	171,750 *
	高 校 卒	156,021	159,605	153,878	155,000 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	194,837	201,713	197,994	177,675
	短 大 卒	170,981	170,650 *	171,303	170,854
	高 校 卒	154,641	161,324	151,968	152,490 *

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。  
 3 「\*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
			大 学 卒	規 模 計	38.7	
大 学 卒	500 人 以 上	89.8	( 75.1 )	( 24.9 )	( - )	10.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	30.1	( 30.8 )	( 69.2 )	( - )	69.9
	50 人 以 上 100 人 未 満	15.0	( 33.3 )	( 50.0 )	( 16.7 )	85.0
	高 校 卒	規 模 計	35.7	( 29.8 )	( 65.7 )	( 4.5 )
高 校 卒	500 人 以 上	75.9	( 60.7 )	( 39.3 )	( - )	24.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	28.6	( 19.6 )	( 80.4 )	( - )	71.4
	50 人 以 上 100 人 未 満	17.5	( 14.3 )	( 71.4 )	( 14.3 )	82.5

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

**第5表 民間における家族手当の支給状況**

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		77.3%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(85.4%)
家 族 手 当 制 度 が な い		22.7%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	10,225円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,071円
	配 偶 者 と 子 2 人	19,905円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

**第6表 民間における住宅手当の支給状況**

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	44.7%
支 給 し な い	55.3%
借 家 ・ 借 間 居 住 者 に 対 す る 住 宅 手 当 月 額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	22,000円以上 23,000円未満

(注) 調査対象事業所165所のうち、本県が調査を実施し、回答のあった121所について集計した。

**第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況**

(単位 %) )

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分
<b>規 模 計</b>	<b>61.7</b>	<b>38.3</b>	<b>57.8</b>	<b>42.2</b>	<b>55.3</b>	<b>44.7</b>
500人以上	56.2	43.8	42.3	57.7	42.5	57.5
100人以上 500人未満	61.9	38.1	60.1	39.9	57.4	42.6
50人以上 100人未満	65.5	34.5	65.5	34.5	62.5	37.5

## 第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.6	76.2	22.4	1.4

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

## 第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		25.2	19.5	69.9
非 管 理 職		25.3	25.3	62.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

## 第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
77.4	76.2

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

給与項目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和2年4月	平成31年4月	令和2年4月	平成31年4月
俸給	327,564 円	329,433 円	337,788 円	338,969 円
地域手当等	43,534	43,540	43,093	43,096
俸給の特別調整額	12,530	12,659	11,871	11,953
扶養手当	9,613	10,059	9,931	10,320
住居手当	6,427	6,121	5,920	5,675
その他	9,200	9,311	7,600	7,670
合計 (平均給与月額)	408,868	411,123	416,203	417,683

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区分 俸給表	適用人員 人	性別人員構成比 %		平均年齢 歳	平均 経験年数 年
		男性	女性		
行政職俸給表(一)	140,017	79.1	20.9	43.2	21.3
公安職俸給表(一)	21,985	89.4	10.6	41.4	20.1
海事職俸給表(一)	194	100.0	0.0	43.8	22.7
研究職俸給表	1,386	80.5	19.5	46.1	22.5
医療職俸給表(一)	570	76.0	24.0	52.4	25.3
医療職俸給表(二)	482	54.6	45.4	46.3	20.9
医療職俸給表(三)	1,830	19.2	80.8	47.3	22.1
特定任期付 職員俸給表	428	79.7	20.3	44.1	—
第一号任期付 研究員俸給表	37	64.9	35.1	39.6	—
第二号任期付 研究員俸給表	32	71.9	28.1	36.1	—

- (注) 1 令和2年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している  
 給料表に対応するものを掲げた。  
 2 再任用職員等は含まれていない。

### 第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

#### その1 統括表

項目	給料表			行政職	公安職	海事職	教育職 (高等学校)	教育職 (中・小学校)
	県							
職員数 (人)	青森県	4,367	2,256	44	2,953	6,636		
	岩手県	4,655	2,080	-	3,319	6,885		
	宮城県	5,882	3,792	-	4,415	6,514		
	秋田県	3,647	1,920	15	2,573	4,705		
	山形県	3,919	1,930	28	2,368	5,493		
	福島県	5,901	3,409	-	4,653	9,068		
平均給料月額 (円)	青森県	315,817	304,523	374,782	364,441	371,732		
	岩手県	321,304	320,565	-	371,419	372,445		
	宮城県	324,452	323,143	-	376,891	358,155		
	秋田県	330,039	319,568	345,808	385,176	381,795		
	山形県	338,797	325,480	371,543	382,363	365,523		
	福島県	330,597	323,877	-	384,924	381,289		
平均年齢 (歳)	青森県	41.5	37.3	47.1	44.6	46.6		
	岩手県	40.9	37.7	-	44.6	46.0		
	宮城県	41.2	37.1	-	45.3	43.2		
	秋田県	42.4	38.1	44.2	46.7	48.6		
	山形県	43.3	38.0	45.3	45.9	45.1		
	福島県	42.1	37.3	-	45.6	46.9		
平均経験年数 (年)	青森県	20.2	16.2	27.7	21.9	24.0		
	岩手県	20.0	17.2	-	22.0	23.5		
	宮城県	20.5	16.3	-	23.0	20.9		
	秋田県	21.2	17.0	23.4	23.7	25.7		
	山形県	22.0	17.1	25.3	22.9	22.2		
	福島県	20.2	15.9	-	22.7	24.1		
平均修学年数 (年)	青森県	14.6	14.4	12.2	15.9	15.9		
	岩手県	14.2	14.0	-	15.8	15.9		
	宮城県	14.3	14.4	-	15.9	15.9		
	秋田県	14.1	14.1	13.6	16.0	16.0		
	山形県	14.5	14.1	12.8	15.9	16.0		
	福島県	14.7	14.2	-	15.8	15.8		

行政別 職員 給料 構成 表比 (%)	職務の級					
	県	1級	2級	3級	4級	5級
(参考) 国家公務員	青森県	17.1	15.6	15.6	25.9	13.7
	岩手県	20.1	13.2	10.1	24.7	19.4
	宮城県	14.8	15.1	12.5	24.1	21.4
	秋田県	13.8	12.1	12.1	23.0	28.5
	山形県	15.4	7.9	13.6	25.5	24.4
	福島県	12.4	13.3	14.1	33.1	11.8
(参考) 国家公務員		11.7	10.1	22.1	25.0	14.5

(注) 1 教育職給料表(高等学校)には、特別支援学校の職員を含む。(その2の表において同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
98	10	218	94	16,676
194	23	126	93	17,375
288	21	252	97	21,261
189	14	97	58	13,218
263	14	257	109	14,381
309	23	274	176	23,813
329,919	513,780	314,333	304,900	345,426
352,719	470,356	333,961	324,126	351,708
343,331	448,214	330,540	317,230	345,851
369,301	389,579	338,485	335,706	358,403
347,448	527,593	329,859	354,737	354,759
338,160	478,761	326,565	337,786	359,802
42.2	55.2	42.0	39.6	43.5
43.1	45.1	42.8	40.5	43.3
43.0	41.6	41.8	39.3	42.0
46.3	37.4	44.4	42.9	44.9
41.9	52.9	41.0	44.6	43.6
41.5	44.9	42.2	43.0	43.9
19.2	29.4	18.8	17.9	21.5
20.2	20.2	19.8	18.3	21.4
20.3	18.3	19.1	16.6	20.3
22.0	10.4	20.1	20.2	22.7
19.1	27.2	18.4	22.3	21.5
18.2	20.0	19.7	20.8	21.5
15.9	16.0	15.6	15.1	15.3
16.0	18.0	15.8	15.5	15.2
15.8	16.0	15.6	15.8	15.2
16.9	18.1	16.1	15.9	15.2
15.9	16.0	14.9	14.9	15.3
15.9	16.0	14.9	15.1	15.3

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
7.2	3.3	1.1	0.6	-	100.0
5.4	5.0	1.7	0.5	0.1	100.0
6.5	3.4	1.7	0.5	0.0	100.0
6.9	1.6	1.3	0.6	-	100.0
7.8	3.3	1.6	0.4	-	100.0
11.7	2.2	0.8	0.5	0.0	100.0
11.3	2.8	1.5	0.9	0.2	100.0

その2 給料表別、級別給料月額等

岩 手 県

給料表		行政職					公安職				
区分	人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				
		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)	
級別	1	936	189,128	23.5	2.9	14.1	356	210,007	22.5	2.9	13.3
	2	613	241,909	31.3	9.7	14.7	310	254,138	28.6	7.9	14.4
	特2										
	3	468	308,218	39.6	19.0	13.6	400	292,789	34.2	13.3	14.2
	4	1,150	366,218	45.5	25.0	13.8	551	367,180	43.7	22.8	14.2
	5	901	392,738	51.2	30.3	14.3	347	412,054	50.1	29.9	13.8
	6	250	405,125	54.1	32.9	14.4	50	427,534	52.3	32.4	13.6
	7	232	431,807	55.5	33.9	15.0	42	437,407	54.8	35.6	13.0
	8	77	460,990	56.2	33.9	15.8	14	452,564	56.1	36.0	13.9
	9	24	501,608	56.4	34.1	16.0	10	473,130	57.4	37.1	14.0
10	4	526,400	59.0	36.8	16.0						
計	4,655	321,304	40.9	20.0	14.2	2,080	320,565	37.7	17.2	14.0	

給料表		医療職 (一)				医療職 (二)					
区分	人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				
		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)	
級別	1	1	320,100	28.0	5.0	18.0	-	-	-	-	
	2	10	391,470	34.6	8.3	18.0	20	219,295	25.8	2.7	15.9
	3	3	492,533	43.0	19.7	18.0	20	270,105	33.9	10.6	15.8
	4	9	567,311	59.4	35.2	18.0	19	323,789	42.1	18.4	15.5
	5						57	384,835	49.6	27.0	15.8
	6						4	404,175	57.0	34.8	16.0
	7						6	431,150	56.3	33.8	16.0
計	23	470,356	45.1	20.2	18.0	126	333,961	42.8	19.8	15.8	

教育職（高等学校）					教育職（中・小学校）					研究職				
人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均			
	給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
207	291,876	40.4	18.9	14.2	-	-	-	-	-	13	206,315	24.5	2.0	16.0
2,790	368,493	43.8	21.1	15.9	5,765	361,248	44.4	22.0	15.9	50	270,980	30.7	7.8	16.0
71	431,559	56.2	33.5	15.9	150	411,860	50.8	28.6	15.9					
162	442,074	53.0	30.2	16.0	513	421,926	52.7	30.3	15.9	105	389,938	47.9	25.0	16.0
89	471,547	57.3	34.7	16.0	457	445,215	56.5	34.0	15.9	22	427,140	56.1	33.6	16.0
										4	463,975	57.8	35.3	16.0
3,319	371,419	44.6	22.0	15.8	6,885	372,445	46.0	23.5	15.9	194	352,719	43.1	20.2	16.0

医療職（三）				
人員 (人)	1人当たり平均			
	給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
-	-	-	-	-
19	230,510	25.1	2.8	16.0
26	282,357	34.0	11.6	15.5
14	346,592	42.6	20.5	15.0
27	394,488	52.0	29.9	15.4
7	417,042	58.1	36.1	16.0
93	324,126	40.5	18.3	15.5

宮 城 県

給 料 表		行 政 職					公 安 職				
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級  別	1	869	189,182	23.4	3.5	13.7	326	205,884	21.2	1.7	13.5
	2	889	235,754	30.0	8.3	15.1	725	247,755	26.6	6.0	14.4
	特2										
	3	733	293,241	36.8	15.5	14.7	832	287,955	33.2	11.8	14.7
	4	1,419	367,149	45.3	24.9	14.0	1,059	362,158	42.0	20.8	14.5
	5	1,260	392,829	51.7	31.2	14.1	583	409,247	48.8	28.0	14.3
	6	381	406,482	54.1	33.5	14.2	144	425,046	50.6	30.3	14.0
	7	202	433,314	55.4	34.0	15.0	36	435,961	52.6	33.2	13.2
	8	99	464,047	57.0	35.6	15.0	63	454,127	55.5	35.3	14.1
	9	29	505,910	56.7	34.3	15.7	24	475,433	57.1	37.6	13.5
10	1	537,700	58.0	35.2	16.0						
計		5,882	324,452	41.2	20.5	14.3	3,792	323,143	37.1	16.3	14.4

給 料 表		医 療 職 (一)				医 療 職 (二)					
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級  別	1	8	324,963	26.0	3.7	16.0	-	-	-	-	-
	2	3	448,533	43.3	18.4	16.0	46	229,389	28.5	5.1	16.0
	3	5	526,520	46.8	24.6	16.0	32	269,956	33.9	10.7	16.0
	4	5	566,920	60.4	35.4	16.0	35	309,863	37.6	14.9	15.7
	5						117	377,697	47.7	25.4	15.3
	6						16	405,238	55.6	32.7	16.0
	7						6	431,017	58.0	35.5	16.0
計		21	448,214	41.6	18.3	16.0	252	330,540	41.8	19.1	15.6

教育職（高等学校）					教育職（中・小学校）					研究職				
人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均			
	給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
182	276,151	35.8	13.7	15.1	-	-	-	-	-	59	230,097	27.7	5.5	15.9
3,883	375,062	45.0	22.6	15.9	5,469	344,460	41.2	18.9	15.9	49	289,751	34.7	11.5	16.0
133	433,314	52.0	29.6	16.0	252	413,211	51.7	29.3	15.9					
129	448,193	53.0	30.8	16.0	409	422,453	52.4	30.0	16.0	137	383,358	48.2	25.5	15.7
88	476,142	57.2	34.7	16.0	384	448,595	56.4	34.1	16.0	35	425,689	56.2	34.0	15.7
										8	460,850	57.9	33.6	16.0
4,415	376,891	45.3	23.0	15.9	6,514	358,155	43.2	20.9	15.9	288	343,331	43.0	20.3	15.8

医療職（三）				
人員 (人)	1人当たり平均			
	給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)
-	-	-	-	-
28	239,600	26.7	4.1	16.0
17	276,200	33.6	10.7	15.8
10	308,960	37.8	14.8	15.6
39	385,008	49.9	27.2	15.7
3	420,733	56.3	34.4	16.0
97	317,230	39.3	16.6	15.8

秋 田 県

給 料 表		行 政 職					公 安 職				
区 分		人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
			給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
級      別	1	504	183,714	23.8	2.9	14.0	244	198,070	21.6	2.3	12.8
	2	440	234,156	30.2	8.1	14.9	356	251,639	27.9	6.8	14.4
	3	441	296,343	38.2	16.3	14.4	475	299,055	35.5	13.6	14.7
	4	840	367,534	44.9	24.6	13.2	472	374,650	46.1	24.8	14.2
	5	1,041	392,421	51.3	30.1	14.1	229	410,045	49.6	28.5	14.1
	6	252	404,673	56.5	34.8	14.6	87	426,856	54.2	33.3	13.8
	7	60	429,047	56.2	33.5	15.4	21	435,527	56.1	35.9	13.1
	8	47	455,919	57.4	34.9	15.5	21	451,794	56.0	35.4	13.8
	9	22	498,077	56.7	33.3	16.1	15	473,464	57.3	37.1	13.6
計		3,647	330,039	42.4	21.2	14.1	1,920	319,568	38.1	17.0	14.1

給 料 表		研 究 職				医 療 職 (←)					
区 分		人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
			給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
級     別	1	-	-	-	-	-	9	320,100	28.5	2.7	17.6
	2	44	285,553	32.1	7.7	16.9	-	-	-	-	-
	3	120	387,593	49.2	24.8	17.0	5	514,640	53.3	24.2	19.2
	4	17	416,459	57.2	33.0	17.2	-	-	-	-	-
	5	8	455,312	59.0	35.1	16.0					
	6										
	7										
計		189	369,301	46.3	22.0	16.9	14	389,579	37.4	10.4	18.1

海 事 職					教 育 職 ( 高 等 学 校 )					教 育 職 ( 中 ・ 小 学 校 )				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
1	205,890	21.5	1.0	14.0	102	302,953	43.9	22.2	14.0	-	-	-	-	-
3	298,919	35.8	15.1	14.0	2,300	383,691	46.2	23.1	16.1	4,067	373,573	47.4	24.5	16.0
9	361,396	46.5	25.6	13.6	110	447,325	55.1	32.0	16.1	336	427,712	55.2	32.3	16.0
2	415,959	57.5	37.0	13.0	61	466,571	58.0	35.1	16.1	302	441,427	57.6	34.7	16.0
15	345,808	44.2	23.4	13.6	2,573	385,176	46.7	23.7	16.0	4,705	381,795	48.6	25.7	16.0

医 療 職 ( 二 )					医 療 職 ( 三 )				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	224,982	28.9	3.2	16.4	7	226,256	27.5	2.9	16.0
18	275,164	34.5	9.7	16.2	14	263,867	30.4	7.8	15.9
2	336,674	44.0	19.4	16.0	4	315,053	36.8	14.0	16.0
55	383,744	50.6	27.0	16.0	33	391,904	52.3	29.8	15.9
2	401,713	57.5	32.5	17.0					
4	424,416	58.8	33.5	17.0					
97	338,485	44.4	20.1	16.1	58	335,706	42.9	20.2	15.9

山 形 県

給 料 表		行 政 職					公 安 職				
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級  別	1	605	197,594	24.7	3.8	14.3	262	215,738	22.8	3.2	13.1
	2	310	241,404	30.3	8.4	15.2	379	262,588	28.9	7.7	14.5
	特2										
	3	533	299,357	37.0	15.4	14.8	400	302,621	35.1	13.7	14.3
	4	999	373,190	46.1	25.6	13.9	493	371,825	45.0	23.9	14.2
	5	956	398,015	52.8	31.5	14.5	269	413,842	49.8	28.8	14.3
	6	307	410,949	55.4	33.3	15.3	34	430,071	52.3	31.6	14.1
	7	129	438,287	56.3	33.5	15.9	72	444,432	54.9	34.3	14.0
	8	63	463,768	57.9	35.1	15.9	13	460,523	55.3	35.3	13.5
9	17	504,294	56.5	33.6	16.0	8	480,338	58.0	37.5	14.0	
計	3,919	338,797	43.3	22.0	14.5	1,930	325,480	38.0	17.1	14.1	

給 料 表		研 究 職					医 療 職 (←)				
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級  別	1	-	-	-	-	-	1	348,900	29.5	5.2	16.0
	2	121	282,283	31.6	8.8	16.0	-	-	-	-	-
	3	101	392,867	48.3	25.5	15.8	6	513,267	48.1	21.9	16.0
	4	39	426,326	56.6	33.9	15.9	7	565,400	60.4	34.9	16.0
	5	2	458,150	59.4	35.8	16.0					
	6										
	7										
計	263	347,448	41.9	19.1	15.9	14	527,593	52.9	27.2	16.0	

海 事 職					教 育 職 ( 高 等 学 校 )					教 育 職 ( 中 ・ 小 学 校 )				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
-	-	-	-	-	58	278,402	35.8	13.8	14.9	-	-	-	-	-
8	283,200	34.5	14.0	12.8	2,151	379,176	45.5	22.5	15.9	4,789	354,474	43.7	20.8	16.0
										18	411,078	48.5	25.5	16.0
8	375,313	43.9	24.4	12.4	105	455,778	53.4	30.6	16.0	361	433,838	52.8	30.1	16.0
11	425,027	53.1	33.1	12.9	54	478,226	58.0	35.3	16.0	325	449,935	57.0	34.0	16.0
1	459,800	58.2	38.0	14.0										
28	371,543	45.3	25.3	12.8	2,368	382,363	45.9	22.9	15.9	5,493	365,523	45.1	22.2	16.0

医 療 職 (二)					医 療 職 (三)				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
5	210,220	27.6	6.7	14.0	-	-	-	-	-
33	224,170	26.9	4.5	15.1	6	230,900	24.6	2.5	15.7
61	269,907	32.9	11.0	14.8	23	283,870	34.0	11.0	15.0
32	329,263	40.2	17.2	14.8	10	328,230	38.6	16.2	15.4
107	386,920	48.3	25.6	14.9	62	388,502	49.8	27.8	14.6
13	409,054	55.1	31.7	15.7	8	422,813	57.3	34.8	15.5
6	434,367	54.5	29.8	16.0					
257	329,859	41.0	18.4	14.9	109	354,737	44.6	22.3	14.9

福 島 県

給 料 表		行 政 職					公 安 職				
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級          別	1	730	196,538	24.2	2.9	14.4	472	210,319	21.7	2.2	12.8
	2	785	231,609	29.2	6.7	15.5	341	249,589	26.7	5.6	14.1
	特2										
	3	831	281,974	36.0	13.2	15.1	846	287,543	33.2	11.2	14.5
	4	1,956	373,097	47.4	26.1	14.2	1,003	359,854	42.1	20.0	14.6
	5	696	397,883	52.3	30.6	14.6	505	412,375	48.9	27.5	14.2
	6	689	415,431	53.6	31.0	15.4	79	428,616	49.8	28.6	14.1
	7	131	442,108	55.6	33.1	15.5	135	445,312	53.7	32.8	13.8
	8	49	470,088	56.0	33.1	15.9	11	462,045	56.1	36.0	13.4
	9	32	508,984	56.5	33.7	15.8	16	481,050	58.0	37.5	13.5
10	2	535,000	58.0	35.0	16.0	1	513,900	59.8	37.0	16.0	
計	5,901	330,597	42.1	20.2	14.7	3,409	323,877	37.3	15.9	14.2	

給 料 表		医 療 職 (一)				医 療 職 (二)					
区 分	人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				
		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)	
級      別	1	3	335,967	29.2	4.7	16.0	5	210,920	26.2	5.3	14.0
	2	5	375,560	31.8	6.1	16.0	51	224,990	27.0	5.3	14.6
	3	7	505,157	46.1	21.4	16.0	43	270,591	33.9	10.7	15.1
	4	8	573,713	58.0	33.2	16.0	67	334,687	42.1	19.5	14.8
	5						91	394,101	52.8	30.4	14.9
	6						16	411,956	56.5	33.2	15.8
	7						1	435,700	57.3	35.0	16.0
計	23	478,761	44.9	20.0	16.0	274	326,565	42.2	19.7	14.9	

教 育 職（高等学校）					教 育 職（中・小学校）					研 究 職				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均				人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
136	276,834	35.2	12.6	15.5	-	-	-	-	-	88	229,330	27.5	4.5	15.9
4,137	381,730	45.3	22.4	15.8	7,771	371,641	45.8	23.1	15.8	48	294,485	34.7	10.7	16.0
2	383,200	39.7	17.3	16.0	33	387,645	43.5	20.3	16.0					
280	448,993	50.9	28.0	15.9	669	425,494	50.6	27.8	15.9	112	387,785	48.2	24.7	15.9
98	486,712	56.4	33.5	15.9	595	457,244	56.5	33.6	15.9	30	421,237	53.5	30.7	15.7
										31	455,035	56.7	33.5	16.0
4,653	384,924	45.6	22.7	15.8	9,068	381,289	46.9	24.1	15.8	309	338,160	41.5	18.2	15.9

医 療 職 (三)				
人 員 (人)	1 人 当 た り 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
-	-	-	-	-
43	244,140	27.5	4.4	15.7
28	296,468	36.9	14.2	14.9
33	349,194	43.0	21.5	14.4
63	401,325	54.6	32.8	15.0
9	427,144	55.4	33.3	15.7
-	-	-	-	-
176	337,786	43.0	20.8	15.1



## 4 生 計 費 関 係

### 青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,320	38,940	50,590	62,240	73,890
住居関係費	54,140	58,370	52,500	46,640	40,770
被服・履物費	870	2,790	3,170	3,550	3,930
雑費Ⅰ	19,030	24,500	33,140	41,770	50,400
雑費Ⅱ	7,030	20,370	23,730	27,090	30,460
計	105,390	144,970	163,130	181,290	199,450

#### 標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（青森市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費（令和2年4月、全国）を基礎に算定した。

## 5 労働経済指標

項目			年 月		平成31年	令和元年	6月	7月	8月	9月
			4月	5月						
① 賃金・労働時間	きま つて 支 給 す る 計 給 与 ( 調 査 産 業 計 )	青 森 県	金 額 (円)	231,662	226,889	231,192	232,794	229,466	230,446	
			前年同月比 (%)	4.7	2.8	3.5	2.7	0.9	1.8	
		うち所定内給与	金 額 (円)	212,380	209,009	214,217	215,451	210,371	212,952	
			前年同月比 (%)	3.9	2.7	3.6	2.6	0.4	1.8	
		全 国	金 額 (円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	295,976	
			前年同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	
	うち所定内給与	金 額 (円)	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	271,804		
		前年同月比 (%)	0.8	0.2	0.7	0.4	0.7	0.7		
	総 実 労 働 時 間 数 ( 調 査 産 業 計 )	青 森 県	時 間 数 (時間)	155.0	148.9	154.8	158.0	149.7	151.5	
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	12.5	11.9	11.6	11.7	12.4	12.0
		全 国	時 間 数 (時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	142.5	
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	12.2
② 計 費 出 世 帯	消 費 者 支 出 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	249,657	243,237	270,441	272,501	234,663	224,819	
			前年同月比 (%)	△ 1.9	10.1	10.8	8.8	△ 7.7	△ 17.0	
	全 国	金 額 (円)	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	300,609		
		前年同月比 (%)	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	10.8		
	勤 労 者 支 出 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	277,800	289,743	334,732	341,615	264,499	284,452	
			前年同月比 (%)	△ 10.8	19.5	12.4	15.4	△ 7.2	4.7	
	全 国	金 額 (円)	337,164	332,273	308,425	321,190	325,516	329,655		
		前年同月比 (%)	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7	8.9		
③ 物 価	消費者物価指数	青 森 市	前年同月比 (%)	0.8	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6	
		全 国	前年同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	
	国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.1	
④ 雇 用	常用雇用指数 (調査産業計)	青 森 県	前年同月比 (%)	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.4	△ 2.3	△ 2.7	△ 1.6	
		全 国	前年同月比 (%)	0.6	0.3	0.4	0.5	0.4	0.7	
	有効求人倍率 (季節調整値)	青 森 県	倍 率 (倍)	1.27	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	
		全 国	倍 率 (倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」  
2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
230,969	231,362	232,424	226,909	229,213	228,971	227,758	222,724	221,998	厚生労働省 青森県
1.2	0.7	0.8	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.6	△ 1.8	△ 3.9	
212,234	211,888	213,271	208,107	210,833	211,090	210,115	207,242	206,645	
0.7	0.0	0.6	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 3.6	
298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291	291,040	
0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2	
272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674	272,318	
0.7	0.5	0.7	0.6	0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	
154.4	153.8	152.7	142.6	145.8	149.3	149.3	137.4	147.4	
12.2	12.2	12.5	10.7	11.1	10.3	10.2	8.3	8.9	
146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3	
12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3	
181,288	217,227	268,986	243,762	219,834	221,665	256,955	223,391	252,715	総務省
△ 23.6	△ 20.5	△ 7.1	0.7	△ 5.7	△ 22.3	2.9	△ 8.2	△ 6.6	
279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922	252,017	273,699	
△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	
194,777	242,927	247,741	277,006	234,244	241,461	263,054	253,423	312,133	
△ 23.5	△ 14.4	△ 19.8	△ 4.4	△ 12.8	△ 35.4	△ 5.3	△ 12.5	△ 6.8	
305,197	303,986	345,370	312,473	303,166	322,461	303,621	280,883	298,367	総務省
△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	
0.2	0.5	0.9	0.8	0.5	0.2	△ 0.3	△ 2.7	△ 0.7	
0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	日本銀行
△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.4	△ 2.8	△ 1.6	
△ 2.1	△ 1.5	△ 2.5	△ 1.3	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.8	0.0	△ 0.8	厚生労働省 青森県
0.9	0.7	0.7	1.3	1.5	1.2	1.5	1.0	0.8	
1.22	1.22	1.23	1.12	1.13	1.10	1.00	0.93	0.91	厚生労働省
1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	

の前年同月比は平成27年＝100とした指数を基礎としている。  
以上の数値である。

## 6 勤務時間等関係

### 第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

部局等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知事		10.8	11.4	10.4	10.6	10.8
警察		20.1	19.9	19.7	20.2	20.1
教育委員会		12.9	14.0	13.6	13.4	13.7
その他		11.4	9.7	9.3	12.8	8.4
計		14.7	15.0	14.4	14.8	14.8

(注) 1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員1人当たりの平均である。  
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その2 時間外勤務が月80時間を超えた職員数

(単位 人)

部局等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知事		160	146	124	150	105
警察		2	6	14	20	9
教育委員会		0	11	16	15	24
その他		6	4	7	4	8
計		168	167	161	189	146

(注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。  
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その3 時間外勤務が月100時間を超えた職員数

(単位 人)

部局等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知事		83	85	70	93	47
警察		0	0	0	2	0
教育委員会		0	0	2	3	6
その他		5	2	5	3	0
計		88	87	77	101	53

(注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。  
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

### 第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

部局等	年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (2019年)
知事		10.8	11.2	12.2	12.8	13.0
警察		8.8	11.8	13.6	13.5	13.7
教育委員会		9.5	9.9	10.4	10.6	10.9
高等学校、 特別支援学校		11.0	11.8	12.5	12.9	13.1
中学校、小学校		10.3	10.6	9.3	11.8	11.5
その他		10.7	12.0	12.4	15.2	13.7
計		10.3	11.1	11.2	12.4	12.4

(注) 日数は、職員1人当たりの年間平均取得日数である。